

第3回 岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和5年10月16日(月) 13:30～

岐阜合同庁舎5階共用会議室

平野室長	<p>定刻になりました。</p> <p>本日は御多用のところ、第3回岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会に御出席いただき厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、全員が御出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、公開公示をいたしましたところ傍聴希望の申込はございませんでした。</p> <p>それでは、宮坂部会長よろしくお願ひします。</p>
宮坂部会長	<p>ただ今から、第3回岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p><b>議題1「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について」</b>です。</p> <p>はじめに、配布資料について事務局から説明をお願いいたします。</p>
安藤室長補佐	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>お手元の資料No.1を御覧ください。</p> <p>当審議会の航空機・同附属品製造業並びに自動車・同附属品製造業の専門部会における審議結果です。</p> <p>まず、航空機・同附属品製造業については、10月10日</p>

	<p>に第3回専門部会が開催されましたが、労使双方の主張に歩み寄りがみられず、公益委員見解として、現行額 991 円を 40 円 (4.04%) 引上げ、改定額 1,031 円とする提案をした結果、賛成多数で可決されました。</p> <p>専門部会で全会一致にならなかったため、最低賃金審議会令第6条第5項の適用はなく、可決された改定額については専門部会報告として、10月20日開催予定の第479回岐阜地方最低賃金審議会にて審議されることになりました。</p> <p>次に自動車・同附属品製造業については、10月12日に開催されました第3回専門部会において、現行額 972 円を 33 円 (3.40%) 引上げ 1,005 円とすることを全会一致にて可決し結審しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮坂部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、他局の結審の状況につきまして事務局から報告をお願いします。</p>
<p>安藤室長補佐</p>	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の答申状況を前回御報告したところも併せて御報告いたします。</p> <p>本日までに答申されたところは 11 道府県でございます。</p> <p>まず、北海道、改定前 955 円、改定後 997 円、引上げ額 42 円、10月3日結審です。</p> <p>次に、埼玉県、改定前 1,013 円、改定後 1,055 円、引上げ額 42 円、10月3日結審です。</p> <p>次に、千葉県、改定前 1,013 円、改定後 1,055 円、引上げ額 42 円、10月5日結審です。</p> <p>次に、静岡県、改定前 964 円、改定後 997 円、引上げ額 33 円、10月12日結審です。</p>

	<p>次に、大阪府、改定前 994 円、改定後 1,068 円、引上げ額 74 円、9 月 25 日結審です。</p> <p>次に、兵庫県、改定前 961 円、改定後 1,002 円、引上げ額 41 円、9 月 28 日結審です。</p> <p>次に、島根県、改定前 882 円、改定後 929 円、引上げ額 47 円、10 月 11 日結審です。</p> <p>次に、広島県、改定前 953 円、改定後 995 円、引上げ額 42 円、10 月 6 日結審です。</p> <p>次に、山口県、改定前 948 円、改定後 986 円、引上げ額 38 円、10 月 5 日結審です。</p> <p>次に、福岡県、改定前 977 円、改定後 1,019 円、引上げ額 42 円、10 月 5 日結審です。</p> <p>次に、熊本県、改定前 896 円、改定後 940 円、引上げ額 44 円、10 月 12 日結審です。</p> <p>以上です。</p>
宮坂部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議に入る前に、前回の議論を整理してみたいと思います。</p> <p>まず、労働者側の御主張です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府の 9 月月例経済報告では、雇用所得環境が改善することで、各種政策の効果もあって緩やかな回復が期待されるものの、世界的な金融引き締めに伴う影響や地方経済の先行き懸念等、海外景気の下振れがリスクとなっており、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に注意が必要となっている。電機産業の状況は、各企業の業績、上場企業の売上、利益については 2021 年度から伸びてきていると認識している。</li> <li>・今年の電機連合の春闘では、非正規雇用で働く労働者にも適用される産業別最低賃金について、7,000 円の賃金改善を果たしており、月額で 173,500 円（時間換算 1,124 円）となった。</li> </ul> <p>特定最低賃金については、春闘結果を未組織労働者</p>

にも普及させることで、組織労働者と未組織労働者、正社員と非正社員との賃金格差の是正や公正競争の確保により労働者の処遇を改善し、人材確保と産業の発展を図る役割がある。

- ・岐阜の特定電機最賃は地賃に埋没しかねない状況であるが、電機産業の発展に向けて特定電機最賃がどうあるべきかを考えて設定していきたいと考えている。

- ・特定電機最賃は地賃と異なり、年齢や業務を特定した基幹的最低賃金であり、特定電機最賃の役割である産業の魅力を高め継続的に発展させていくためにも地賃よりも相対的に高い水準の確保が必要と考えている。この度、地賃が40円アップし950円になったことで、現在の特定電機最賃929円との差は-21円となり、地賃に埋没している状況であり、地賃を上回る賃金額への改善が必要となっている。

- ・デジタル化社会、IoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能、AIは急速に発展しており、電機産業への期待感が高まっている。一方で人材確保が課題となっており、優秀な人材を確保し電機産業の発展に繋げるためにも特定電機最賃を魅力ある水準に引上げることが重要である。

との意見でした。

金額につきましては、

当初、公労の二者協議において、今年の春闘結果を反映した電機連合の産業別最低賃金（時間換算額）1,124円を到達目標金額とし、同額に中小零細企業の実態水準を加味して、1,011円を当面の目標金額としたいが、申出書の企業内最低賃金協定額を考慮し、75円（8.07%）引上げ1,004円が提示されました。

1,004円の意味するところは、地賃の950円に対し十分な賃金差を確保でき、電機産業の魅力向上に繋げること、申出書の企業内最低賃金協定額の水準を確保できる

こと、愛知県の地賃 1,027 円に対し地域間格差の是正に繋がる水準となるとのことでした。

しかし、二者協議後に再開されました公労使三者の審議の場におきまして、使用者側の経営状況を考慮すること、地賃の引上げ額 40 円以上の金額とし電機産業の魅力を高めること、愛知県の最賃との格差を縮小し人材流出を防止することを理由として、当初の引上げ額を減額し、57 円 (5.8%) 引上げ 986 円の提示がございました。

一方、使用者側の御主張でございます。

・岐阜財務事務所が発表した景気予測調査（7月～9月期）を見ると、令和5年度見込みは、1%の増収であるが、24.2%の減益見込みとなっている。

また、岐阜県の中小企業団体中央会が傘下の組合に対して行った8月末の調査によると、売上高のDI値は-4、収益状況のDI値は-37であり、依然として原材料、資材、エネルギー価格の高騰、高止まりの経営の悪影響は続いており、価格転嫁が追いつかず収益状況が悪化している。このような状況の中で、電機の特定最賃をどのように考えていくか、労側の皆様と真摯な意見交換ができればと考えている。

・法が定める3要素の観点から企業実態を踏まえると、支払能力については、6月の鉱工業指数は全国が前年比-0.4%、岐阜県が同比-3.8%であり、全国に比べて大幅減縮である。特に岐阜県の電機機械工業の鉱工業指数は前年比+0.2%であるが、前月比では-3.3%で減少している。

・7月25日発表の岐阜県内の経済情勢については、設備投資は増加見込であるが、住宅投資、公共事業は前年を下回っている。使側委員の企業においても、第1四半期決算は住宅投資、公共事業の前年度までの需要が一巡した影響で、関連事業は受注額が前年度同期を下回っている。空調家電を中心に業績は堅調である

が、住宅投資、公共事業の低調は、今後の経営に影響する。特に海外経済を見ても各国の金融引き締め長期化懸念や中国の不動産市場の停滞に伴う影響、物価上昇等による下振れリスク等、量産系事業の需要拡大に鈍化の動きがあるとみている。使側委員の県内の製作所の換気扇等の生産については、住宅投資、公共事業の低調により、生産額を下方修正し減収減益の見込である。

- ・資材高騰の課題に対しては、円安、人件費増があったが改善の傾向、物流費増に対しては悪化リスクを計画の上、費用改善でカバーしている状況である。建設物流の2024年問題の対応に伴い工事時間の短縮に直結する売上規模の減少、人手不足に伴う人件費の更なる増加が想定されており、減収減益の傾向は続くものと推察している。使側委員の企業に関連する中小企業の実態はコスト的に厳しい状況と認識している。

- ・賃金については、岐阜県の春の賃上げ水準である製造業の3.91%から、労側の目標金額は極めて高い金額と理解している。

- ・生計費については、9月21日の総務省発表では、総合指数が105.9、前年度月比が3.2%の上昇であった。この点は一定の考慮をする必要があると考えているが、支払能力、賃金の環境を比べれば、極めて慎重に議論したい。

- ・住宅用の関連機器については、鉄鋼が2019年と比較し1.5倍となっている等、材料資材の高騰が続いていることに併せて、人手不足となっており、新築住宅の着工件数で言うと、岐阜では-25%弱という厳しい状況で、それに附随する機器についても前年割れが続いている。建設資材は高止まりの状況であり、人手不足も継続するため先行きは厳しい状況となる。

- ・専用機械についても、投資が落ちてきていることに

	<p>併せ、コロナの影響で部品の不足、価格高騰、消耗品、電気価格の上昇で経営が厳しい状況である。このような中で従業員の生活を守るということは必要であるとの認識の中で、賃金の上昇を考えなければいけないと思っているが、額については意見を交わしながら慎重に決めていきたい。</p> <p>との御意見でした。</p> <p>金額につきましては、23円（2.4%）引上げ952円の提示がございました。</p> <p>以上が前回の双方の御主張の内容でございます。</p> <p>これから個別協議に入る前に、改めてこの場で発言しておきたいことがございましたら、お伺いしたいと思います。</p> <p>まず、労働者側はいかがでしょうか。</p>
<p>志津委員</p>	<p>それでは、前回の少し繰り返しになりますが、労側の思いを一言、志津の方から述べさせていただきます。</p> <p>我々、電機産業で働く一員としまして、将来性のある電機産業の魅力を何とか高め継続的に発展させていきたいと思っております。この点については、使側の皆さんも同意見だと信じております。</p> <p>そして、この電機最賃審議については、産業の魅力を高め発展させていく一つ的手段と捉えておきまして、今後この審議を継続していくべきと考えております。そのためには、地賃に埋没させない対応が必要となります。</p> <p>本日の審議では、金額改正だけでなく、この電機最賃審議をどうすれば継続できるのか。また、魅力ある産業としての金額を考えていきたいと思っておりますので、本日よりしくお願いいたします。</p> <p>私からは以上となります。</p>
<p>山田委員</p>	<p>山田から発表させていただきます。</p> <p>ただ今、志津委員から電機最賃審議は産業の魅力を</p>

	<p>高め発展させていく一つの手段との発言がありました。日本では人口減少に伴い労働人口が急激に減少しており、電機産業のみならず他産業も含めた人材の確保や流出が課題となっており、今後は更に厳しさを増すことが想定されています。</p> <p>また、電機産業は裾野が広い産業と言われるように企業の規模間での格差が大きい等、様々な課題が存在しています。そういった中で、この電機最賃審議は金額改正決定の過程において、電機産業の課題について労使だけでなく公益の先生や労働局の皆さんとも共有し、電機産業の発展に向けた課題解決の議論ができる唯一の機会であると認識しており、この貴重な機会を今後も継続していく必要があると考えております。</p> <p>私からは以上です。</p>
栗本委員	<p>続きまして、私の方から述べさせていただきます。</p> <p>先回の使側の金額提示 23 円の引上げの 952 円を受けまして、エネルギーや材料、資材の高騰、それから中小企業での価格転嫁が進んでいない状況等、大変厳しい状況であるとの御発言であったと認識をしております。労側としましても同様の認識を持っているところでございます。</p> <p>しかしながら、経済の状況としては、ゆるやかに持ち直しているとされておりまして、岐阜県として厳しい経営環境の中ではありますけれども健闘しております。電機産業で働く労側、使側の日頃からの努力の賜物と考えております。このような厳しい状況ではありますが、人材の確保と流出防止に繋がる金額改正を実施して電機産業の魅力を高め発展させていくことが重要であると考えております。</p> <p>以上でございます</p>
宮坂部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側はいかがでしょうか。</p>



使側委員	特に現時点ではございません。
宮坂部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は専門部会の最終日となります。何卒全会一致で結審できますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>これより個別にお話を伺いたいと思います。</p> <p>まずは、公使の二者協議から始めたいと思います。各委員の皆様はそれぞれの控室で待機していただきますようよろしくお願いいたします。</p>
(各側との個別協議)	
宮坂部会長	<p>それでは、公労使三者の審議を再開いたします。</p> <p>各側の委員の皆様には、合意の形成に御協力いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、採決に移ります。</p> <p>現行の岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、時間額 929円を 36円引き上げ、965円とすることについて、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	(全員挙手)
宮坂部会長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>全会一致の場合、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることとなっておりますので、事務局で報告書案と答申文案を準備してください。</p>
事務局	(報告書案と答申文案の配布)
宮坂部会長	それでは、報告書案と答申文案を事務局で読み上げてください。
安藤室長補佐	(報告書案と答申文案を朗読)

宮坂部会長	今読み上げていただきました報告書案と答申文案のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
宮坂部会長	それでは、案文のとおり答申することといたします。事務局で答申文を準備してください。
事務局	(答申文を準備し宮坂部会長に手渡す)
(宮坂部会長、中村基準部長、会場中央へ移動)	
宮坂部会長	(中村労働基準部長に答申文を手渡す) 答申します。
中村基準部長	ありがとうございます。 (宮坂部会長、中村基準部長自席へ戻る) ただ今、「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について」の答申をいただきました。 委員の皆様におかれましては、真摯に御議論をいただき、全会一致による御答申をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。 早速、この答申をもとに所要の手続を取ることといたします。 誠にありがとうございました。
宮坂部会長	次に、 <b>議題2「その他」</b> ですが、事務局から何かありますか。
平野室長	特に予定している議題はありません。 ただ今、御答申をいただきましたので、今後、異議申出の手続きを経て、12月21日の発効に向けて手続きを進めてまいります。

	<p>よろしく願いいたします。</p>
宮坂部会長	<p>各委員の皆様には、専門部会の円滑な運営に御協力をいただき、ありがとうございました。</p> <p>今年度も労使双方の立場から、真摯な議論を尽くしていただきまして、全会一致で結審することができました。</p> <p>皆様に改めて深く感謝を申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして閉会といたします。</p>